

大型車等の衝突被害軽減ブレーキに係る基準について(UN-R131 関係)

- 適用範囲

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 超の自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被けん引自動車を除く。)

- 改正概要

- 大型車等の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS: Advanced Emergency Braking System)について、「衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則(UN-R131)」の改訂案が、令和4年6月の国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)において合意されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- 改訂された技術要件の概要は以下のとおり(要件の詳細は別紙参照)。
 - ・ 市街地に対応した対車両(静止車両、走行車両)衝突被害軽減ブレーキに係る技術要件に適合すること
 - ・ 新たに規定された対歩行者衝突被害軽減ブレーキに係る技術要件に適合すること。



歩行者に対しての作動(イメージ)

- 改正時期(予定) : 令和5年1月上旬
- 適用時期(予定) : 新 型 車 : 令和7年9月
継続生産車 : 令和10年9月

基準改正の経緯等

別添1

- トラック、バス等の大型車の衝突被害軽減ブレーキシステムについては、メーカー各社の努力、2013年に成立した国連規則（UNR131）を踏まえた義務付け等により広く普及し、大型車による交通事故削減に繋がっている。
- また、この国連規則については、成立以降の技術開発の進展、乗用車の衝突被害軽減ブレーキシステムに関する国連規則（UNR152）の成立を踏まえ、日本とドイツを共同議長とする国連WP.29（自動車基準調和世界フォーラム）の専門家会議において改正作業を進め、この度、一部の性能要件を強化する改正提案が2022年6月にWP.29で成立。
- この国連WP.29における合意を踏まえ、2023年1月頃の発効にあわせ同国連規則の国内導入を予定。

主な要件

1. 作動範囲

10km/hから最高速度の範囲（歩行者の場合は少なくとも20～60km/h）において、空積載でも満積載状態でも作動すること（バスの場合、空車でも全席乗車状態でも）

2. 警 報

緊急制動の開始0.8秒前（歩行者の場合、緊急制動開始前）までに警報すること

3. 緊急制動

- ・車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと（右図参照）
- ・60km/h以下で走行している場合、先行車両に対して40km/h以上の減速又は停止すること

適用日

新型車 令和7年（2025年）9月 継続生産車 令和10年（2028年）9月

